

(四) 日本労働総同盟大阪聯合会規約制定委員会

審判手三〇開催(オニ十回情報見込)ニ日本労働総同盟大阪聯合会大倉之提案セル同盟罷工統制権規約中迄安登之提案ヲ  
オニ七条ニ抵触ノ虞アリトシテ同取トナリ確定ニ至ラサレガ十月四日聯  
合会事務所ニ規約制定委員オニ協議ヲ開催討議上取記ノ  
通り修正シ近ク発表ヲオス趣ナリ

オニ四条中「援助ヲササルモノトス」ヲ「オサバルコトアルベシ」ト修正ス

オニ五条中後段ヲ「十日間ヲ過クルモ解決セサルトキハ各組合ニ於テ

同情罷業ヲ決行セシムル場合執行委員会ハ之ヲ認

ムレト修正

オニ六条 削除

(十一月十日)

参照

大阪聯合会同盟罷工規約草案(抄)

オニ三条 聯合会各組合ハ紛議ノ起リタル組合ノ報告ニ接シタルトキハ直ニ執行  
委員会ヲシテ真相ヲ調査セシメ必要ト認ムル場合又ハ組合ノ  
請求アリタル時ハ直ニ執行委員会ヲ召集シ二十四時間以内ニ  
ノ回答ヲシテスベシ

オニ四条 各組合ハ執行委員会ノ許可ヲナクシテ罷工ヲオスルトシテ得ズ若シ許可  
ナクシテ決行セシ場合ハ本聯合会ハ援助ヲササルモノトス

オニ五条 (情報オニ一回見込)

オニ六条 (一)